

令和2年4月臨時会 記者会見（資料その1）

新型コロナウイルス感染防止について

いつ、どこで、誰でも感染する危険性がある

「うつされない」「うつさない」の徹底

- 3密「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を徹底的に避ける
- 人との接触 8割削減の実施

1 春日井市役所の「3密」防止対策

- ① 職員の2交代制在宅勤務実施
- ② 来庁者用窓口カウンターのスペース確保と間仕切りシート設置
- ③ 執務室内事務机の間仕切り設置
- ④ 執務場所の分散化（本庁舎内会議室や10階、11階フロア）
- ⑤ 執務室の定期的な換気の実施（30分毎に約5分間）
- ⑥ 時差出勤

2 市主催イベント等の中止、 公共施設の利用休止等の期間延長

① 市・外郭団体主催のイベント等の中止・延期の期間延長について

- ◎ 5月6日（水）までの市・外郭団体主催（共催含む。）イベント等については、原則中止又は延期としておりますが、5月31日（日）まで期間を延長します。

② 公共施設の利用休止の期間延長について

- ◎ 市内公共施設（別紙一覧参照）については、5月6日（水）まで利用を休止しておりますが、5月31日（日）まで利用を休止します。
また、休止中の市図書館、グループふじとう図書館、各公民館などにある図書室での予約図書の受け取りについても、5月31日（日）まで利用を休止します。

3-1 小・中学校休業期間延長と授業動画について ～ Let's stay and study at home ～

1 概要

新型コロナウイルス感染症の収束は、まだまだ油断ができない状況です。子どもたちの安全を最優先に、また、先の見通しを早目に伝えることで安心して頂くために、5月6日（水）までとしていた市立小中学校の休業期間を延長します。

一方、学校休業期間が長期にわたることから、子どもたちの学力保障が喫緊の課題です。全ての子どもたちの学力保障を目指して、4月22日（水）から始めた授業動画の配信を、強化・拡充します。

2 休業期間延長期日

5月31日（日）まで延長（当初の延長期日は、5月6日（水）まで）

3 授業動画配信スケジュール

- | | |
|----------|--|
| 4月22日（水） | 中学校3年生向けに、5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の令和2年度4月分の授業動画を配信開始（随時追加予定） |
| 5月1日（金） | 中学校1・2年生向けに、5教科（国語、社会、数学、理科、英語）、小学校1～6年生向け算数、小学校5～6年生向け英語の、令和2年度4月分の授業動画を配信開始 <u>予定</u> （随時追加予定） |
| 5月中旬 | 上記教科の令和2年度5月分の授業動画を、随時配信開始 <u>予定</u> （随時追加予定） |

4 保護者への周知

準備が整い次第、各学校の保護者向けメール、各学校及び市ホームページへ掲載して周知します。

5 その他

- (1) 全教職員が協力して、各教科の授業の録画データ及び授業で使用するプリントを作成します。
- (2) 動画は、教科書及びプリントの内容に沿ったスライドと教職員の声による説明で構成されており、動画を視聴しながら学習を進める方法により行います。
- (3) 動画が視聴できない家庭への対応として、中学校は、学校のコンピュータ教室などの開放、テレビで視聴できるDVDの貸与などを検討します。小学校の対応方法については、現在検討中です。

3-2 子どもの居場所対策

小・中学校の対応

1 臨時休業期間の延長

「5月6日（水）まで」を、「5月31日（日）まで」に延長

2 自主登校教室・・・各小学校において実施（延長）

【期間】 5月7日（木）から29日（金）まで実施（当面の予定）

【時間】 8時から14時まで（開始時間は8時30分から）

※ 子どもの感染リスクの観点から必要とする児童のみとして、利用の自粛をさらに進めていく

3 なかよし教室（延長）

【自主登校教室実施期間】

5月7日（木）から29日（金）まで

（※ 必要とする児童のみとし、春休み前まで実施した方法に準拠）

【時間】 14時から16時30分まで

（参考）子どもの家（社会福祉協議会運営分）（延長）

【期間】 5月7日（木）から30日（土）まで

【時間】 11時30分から19時まで

4 乳幼児の対応

① 保育園・認定こども園・学童保育の自粛要請の期間延長について

- ◎ ご自宅等で保育が可能な保護者に対して、5月6日（水）まで園児等の利用を控えるよう要請しておりましたが、**5月31日（日）まで期間を延長**します。
- ◎ **保育園・認定こども園利用者**に対しては、「**利用自粛期間中における保育利用届出書**」の提出を求め、さらなる利用自粛を要請します。
- ◎ 保育料・利用料については、利用日数に応じた負担とします。

② 幼稚園の自粛要請の期間延長について

- ◎ 5月6日（水）まで園児等の利用を控えるよう要請しておりましたが、**5月31日（日）まで期間を延長**します。

③ 集団乳幼児健康診査について

集団で実施する4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査については、4月13日（月）から5月6日分までを延期している。

また、妊産婦ケア室「さんさんルーム」を4月13日から5月6日まで閉所している。

- 5月6日分までの延期・閉所期間を「**5月31日まで**」に延長する。

※ 再開時期について、特に4か月児について、医師会（小児科医会長）と相談中。

- 延期期間中、まずは4か月児がいる世帯に対し、保護者が観察する「セルフチェックシート」を郵送（200人／月）した後、保健師等が電話をかけて相談を開始。

- 1歳6か月児については、イヤイヤ期の対応のパンフレットと母子健康手帳の活用を促すチラシを同封して郵送。電話相談先も案内

- 3歳児についても、1歳6か月児と同様な対応を準備中

問い合わせ

①・② 青少年子ども部保育課 TEL0568－85－6202

①(学童保育)・③青少年子ども部子ども政策課 TEL0568－85－6206